



DATE: 令和4年3月17日

国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
長野県 建設部いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

「令和3年度 第1回 天竜川上流 流域治水協議会」 を開催します

近年頻発化している激甚な水害や気候変動を受け、流域全体で水害を軽減させる、「流域治水」への転換が全国で進められています。

天竜川上流域においても、流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、推進していくために、令和2年8月28日に第1回協議会を設立し、取り組みを進めて参りました

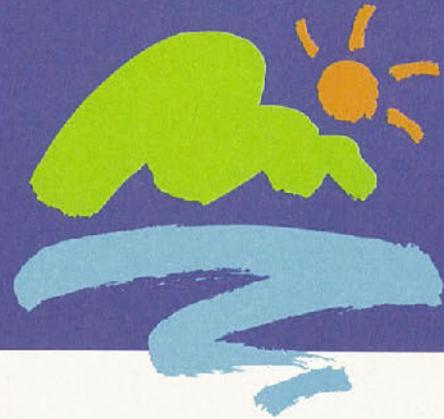
今般、プロジェクトの更なる充実に向けて、「令和3年度 第1回 天竜川上流流域治水協議会」を開催致します

1. 日 時 令和4年3月24日（木）16:00～17:00
2. 開催方法 WEB 会議方式
3. 出席予定者 別添 天竜川上流流域治水協議会規約のとおり
4. 主な議題 天竜川上流 流域治水協議会 規約変更（案）
各市町村の取組一覧表更新について
話題提供（天竜川上流河川事務所・長野県）
5. その他

配付資料及び議事概要は、後日、天竜川上流河川事務所 HP、長野県 HP に掲載予定です。

国土交通省 | 天竜川上流河川事務所

DATE: 令和4年3月17日



6. 配布先

飯田市記者クラブ、駒ヶ根市記者クラブ、伊那記者クラブ、諏訪湖記者クラブ、
長野県庁会見場

7. 取材について

- ・カメラ等の撮影は冒頭の会長挨拶までとさせていただきます。
- ・取材につきましては事前登録が必要です。

取材をご希望される方は別紙取材登録書をご記入の上、3月23日（水）12:00までに、
別紙のメールアドレス又はFAX番号まで回答をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、人数の調整を行う場合がございます。
必要が生じた場合、こちらから連絡させていただきます。

8. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所

副所長 加藤 博

調査課長 竹内 昭浩

TEL : 0265-81-6415

長野県 建設部 河川課

企画幹 江守 護

課長補佐 吉川 英昭

TEL : 026-235-7308

別紙「取材登録書」

「令和3年度 第1回 天竜川上流 流域治水協議会」

取材登録書

当協議会の取材を御希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書を御記入の上、期限までにFAX又はメールにて回答をお願いいたします。

回答期限 令和4年3月23日（水）12時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材場所 天竜川上流河川事務所 ・ WEB

※どちらかに○をお願いします。

※WEB上での取材は行いません。質問等ありましたら個別にお問い合わせ下さい。

3. 取材記者

(1) 御名前（複数名の場合、代表者名）

(2) 御連絡先 TEL _____

(3) 取材人数 _____ 計 _____ 人

4. 回答先（天竜川上流河川事務所 調査課）

FAX番号：0265-81-6420

メールアドレス：cbr-tenjyochosa@mlit.go.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱のある方の来場は御控えいただくとともに、来場される方はマスクの着用をお願いします。

※取材については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、人数の調整を行う場合がございます。必要が生じた場合、こちらから連絡させていただきます。

天竜川上流 流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「天竜川上流 流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、天竜川(上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表一1の構成員をもって構成する。

2 本協議会は、各構成員の命による代理出席を認める。

(会長)

第4条 会長は本協議会を代表し、会務を統括する。

2 会長は天竜川上流河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第5条 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

2 副会長は、長野県建設部河川課長をもってこれにあてる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 天竜川(上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、表-2の役職にある者をもって構成する。

3 幹事会の幹事長は、天竜川上流河川事務所副所長をもってこれにあてる。

4 幹事会の副幹事長は、長野県建設部河川課企画幹をもってこれにあてる。

(オブザーバー)

第9条 協議会及び幹事会には、オブザーバーを設置する。

2 オブザーバーは、別表-3に掲げるものをもってこれにあてる。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の事務局を天竜川上流河川事務所調査課及び長野県建設部河川課に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、令和2年8月28日から施行する。

令和3年3月4日から施行する。

(協議会構成員、幹事会構成員、オブザーバーの変更)

別表－1 協議会構成員

令和3年3月4日現在

機関名	構 成 員		備 考
	役 職	氏 名	
岡谷市	市長	今井 竜五	
飯田市	市長	佐藤 健	
諏訪市	市長	金子 ゆかり	
伊那市	市長	白鳥 孝	
駒ヶ根市	市長	伊藤 祐三	
茅野市	市長	今井 敦	
下諏訪町	町長	宮坂 徹	
富士見町	町長	名取 重治	
原村	村長	五味 武雄	
辰野町	町長	武居 保男	
箕輪町	町長	白鳥 政徳	
飯島町	町長	下平 洋一	
南箕輪村	村長	唐木 一直	
中川村	村長	宮下 健彦	
宮田村	村長	小田切 康彦	
松川町	町長	宮下 智博	
高森町	町長	壬生 照玄	
阿南町	町長	勝野 一成	
阿智村	村長	熊谷 秀樹	
下條村	村長	金田 憲治	
売木村	村長	清水 秀樹	
天龍村	村長	永嶺 誠一	
泰阜村	村長	横前 明	
喬木村	村長	市瀬 直史	
豊丘村	村長	下平 喜隆	
大鹿村	村長	熊谷 英俊	
林野庁 中部森林管理局	南信森林管理署長	小林 辰男	
国土交通省 中部地方整備局	天竜川上流河川事務所長	伊藤 誠記	会長
	天竜川ダム統合管理事務所長	安田 幸男	
	三峰川総合開発工事事務所長	堀 謙一郎	
長野県	建設部 河川課長	吉川 達也	副会長
	建設部 砂防課長	藤本 済	
	林務部 森林づくり推進課長	三澤 雅孝	
	環境部 生活排水課長	中島 俊一	
	諏訪建設事務所長	清水 孝二	
	伊那建設事務所長	米倉 剛	
	飯田建設事務所長	細川 容宏	

※敬称略

別表－２ 幹事会構成員

令和３年３月４日現在

機関名	構 成 員	備 考
	役 職	
岡谷市	土木課長	
飯田市	建設部 管理課長	
諏訪市	建設課長	
伊那市	建設部 建設課長	
駒ヶ根市	建設課長	
茅野市	建設関連事業推進課長	
下諏訪町	建設水道課長	
富士見町	建設課長	
原村	建設水道課長	
辰野町	建設水道課長	
箕輪町	建設課長	
飯島町	建設水道課長	
南箕輪村	建設水道課長	
中川村	建設水道課長	
宮田村	建設課長	
松川町	建設課長	
高森町	建設課長	
阿南町	建設環境課長	
阿智村	建設農林課長	
下條村	振興課長	
売木村	産業課長	
天龍村	建設課長	
泰阜村	振興課長	
喬木村	高速交通対策課長	
豊丘村	産業建設課長	
大鹿村	産業建設課長	
林野庁 中部森林管理局	南信森林管理署 総括治山技術官	
国土交通省 中部地方整備局	天竜川上流河川事務所 副所長	幹事長
	天竜川上流河川事務所 調査課長	
	天竜川ダム統合管理事務所 管理課長	
	三峰川総合開発工事事務所 調査課長	
長野県	建設部 河川課 企画幹	副幹事長
	建設部 砂防課 企画幹	
	林務部 森林づくり推進課 企画幹	
	環境部 生活排水課 企画幹	
	諏訪建設事務所 企画幹兼整備課長	
	伊那建設事務所 企画幹兼整備課長	
	飯田建設事務所 整備課長	

※敬称略

別表－3 オブザーバー

令和3年3月4日現在

機 関 名	備 考
気象庁 長野地方气象台	
農林水産省 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	
長野県 農政部 農地整備課	

※敬称略